

(案)

春日井市町内会活動支援のあり方

令和 年 月

春日井市

目 次

1	検討会議の趣旨	1
2	町内会活動の現状と課題	
(1)	春日井市内の町内会の現状	2
(2)	社会情勢の変化	3
(3)	町内会に関するアンケート結果	5
3	町内会活動の意義	9
4	目指すべき方向性と各主体の役割	
(1)	市民が取り組むこと	11
(2)	町内会が取り組むこと	11
(3)	市が取り組むこと	12
5	住みよい地域をつくっていくために	14
◆	参考資料	
	検討会議開催状況	15
	町内会活動支援検討会議委員名簿	16
	町内会活動支援検討会議設置要綱	17

1 検討会議の趣旨

春日井市では、2017年度(平成29年度)に第六次総合計画を策定し、「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」を市の将来像としてまちづくりを行っています。

地縁に基づく住民自治組織である「区・町内会・自治会」(本書では、総称して「町内会」とします。)は、地域の実情に合わせ、情報共有や行政との連絡、環境の美化、防犯灯の維持管理、災害に備えた地域のつながりづくりなど、住みよいまちづくりを実現するための地域コミュニティの基礎として、私たちの生活を支えてきました。

一方で、ライフスタイルや社会情勢など、私たちを取り巻く状況は日々変化しており、地域コミュニティの中心となる町内会は、高齢化や加入者の減少、人材の不足、住民相互の関係性の希薄化など、多くの課題を抱えており、活動を存続することが困難な地域が出てくる可能性もあります。また、2020年(令和2年)に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事の継続が難しくなるなど、これまで通りの活動ができなくなる状況も見受けられます。

地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進するためには、その基礎となる住民自治組織が重要であると考えます。また、地震や台風などの災害時など、いざという時のためにも、日頃の住民同士のつながりが求められます。

2022年(令和4年)10月に設置した春日井市町内会活動支援検討会議では、地域コミュニティの中心的役割を担う町内会の現状と課題、意義を整理するとともに、市民、町内会の役割や市の支援のあり方について検討を行いました。

2 町内会活動の現状と課題

(1) 春日井市内の町内会の現状

春日井市内では、2023年(令和5年)4月1日現在、549の団体が活動しています。

単独で町内会活動を行っている団体のほか、市内の町内会の特徴として、複数の町内会がまとまって、広域的な「区」を形成している場合や、複数の区や町内会がまとまって「連合区」「連合会」を組織している場合、単独の町内会が「連絡会」を設けて連携している場合など、地域の実情に合わせて団体の状況はさまざまです。

町内会を有する区(35団体)

※複数の町内会を束ね、広域的に活動する団体。区、連合区、連合会など

区に属する町内会(294団体)

※区と連携して活動する団体。

単独の区・町内会・自治会(220団体)

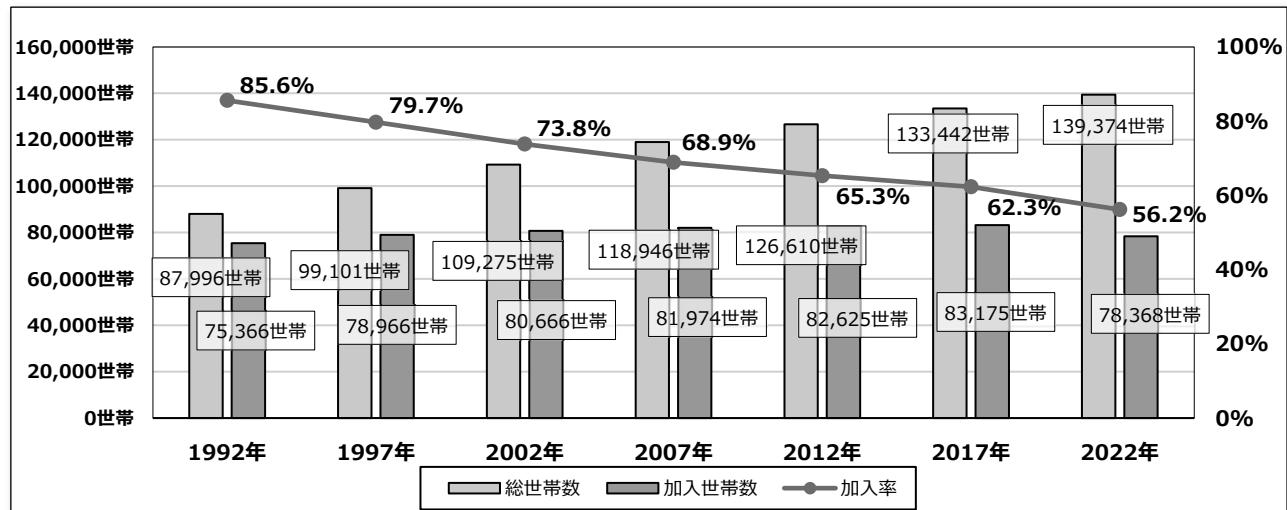
※独立して活動する団体

団体の区域としては、町や丁目を境界としている場合や、明治期以前のムラを境界としている場合、戸建ての開発団地を境界としている場合、マンションなど集合住宅を範囲としている場合などがあり、団体の成り立ちや設立の経緯も異なります。また、団体を構成する世帯数も、10世帯以下の団体から2000世帯を超える団体まで、さまざまです。

春日井市全体の町内会加入率は、1992年(平成4年)に85.6%でしたが、2022年(令和4年)には56.2%となり、毎年約1%減少しています。【図1】

加入世帯数も近年は減少傾向にありますが、約80,000世帯で推移しているのに対し、総世帯数は増加の一途をたどっており、加入率低下の一因と考えられます。

【図1】市内の町内会加入率、世帯数の推移



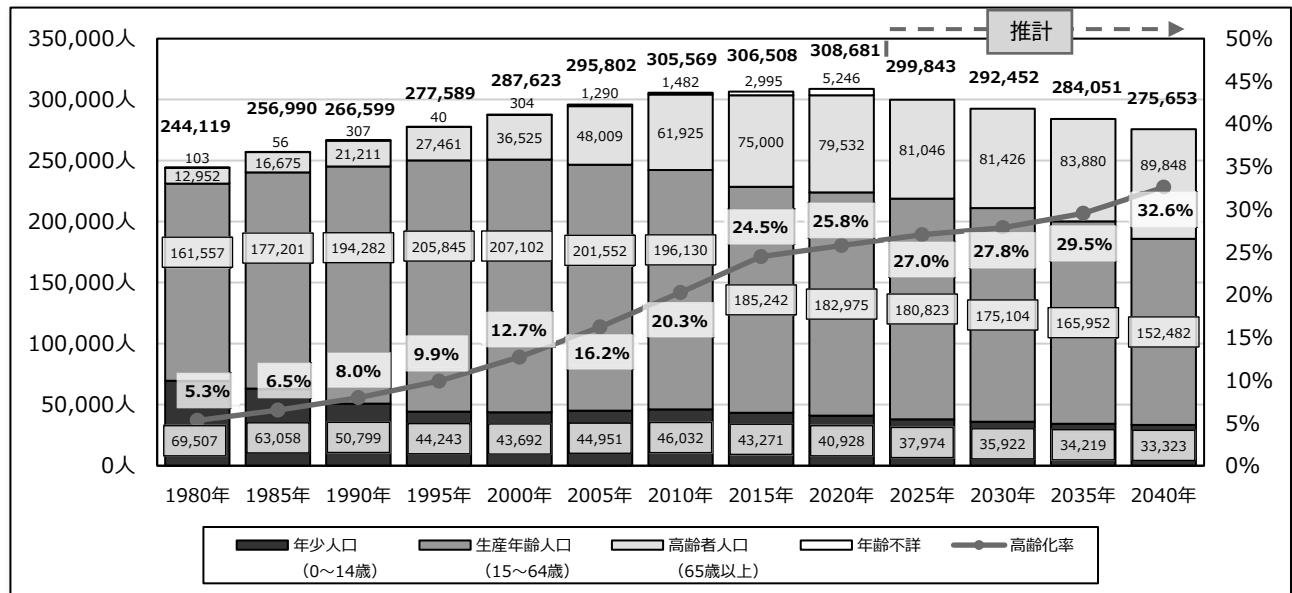
※ 加入世帯数は区町内会助成金申請世帯数の合計
加入率=加入世帯数／総世帯数で算出

(2) 社会情勢の変化

増加を続けてきた当市の人口は、2020年(令和2年)にピークを迎えましたが今後は緩やかに減少が進むことが予想されます。

市内の高齢化率は、2020年(令和2年)には25.8%となっており、今後も増加することが見込まれています。一方、生産年齢人口や年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。【図2】

【図2】市内の年齢3区分別人口と高齢化率の推移

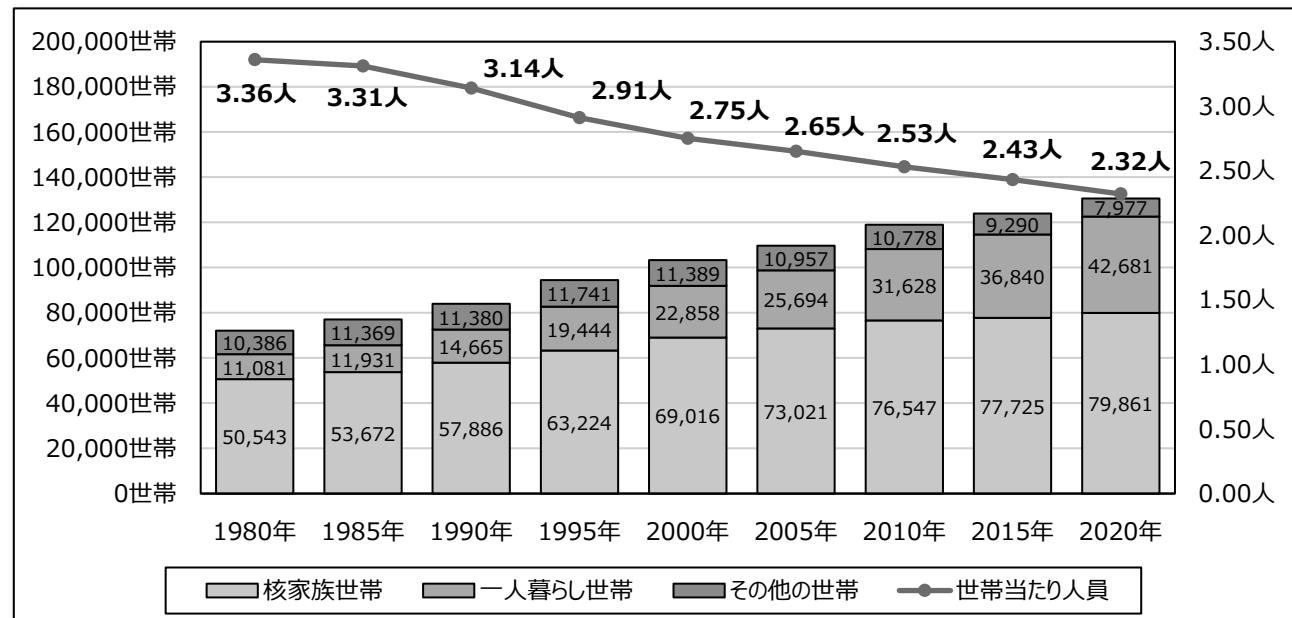


出典:2020年までは総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成30年3月推計)

市内の総世帯数は増加を続けていますが、世帯当たり人口は、1980年(昭和55年)の3.36人から2020年(令和2年)には2.32人と減少を続けており、核家族世帯、一人暮らし世帯の割合が増加しています。【図3】

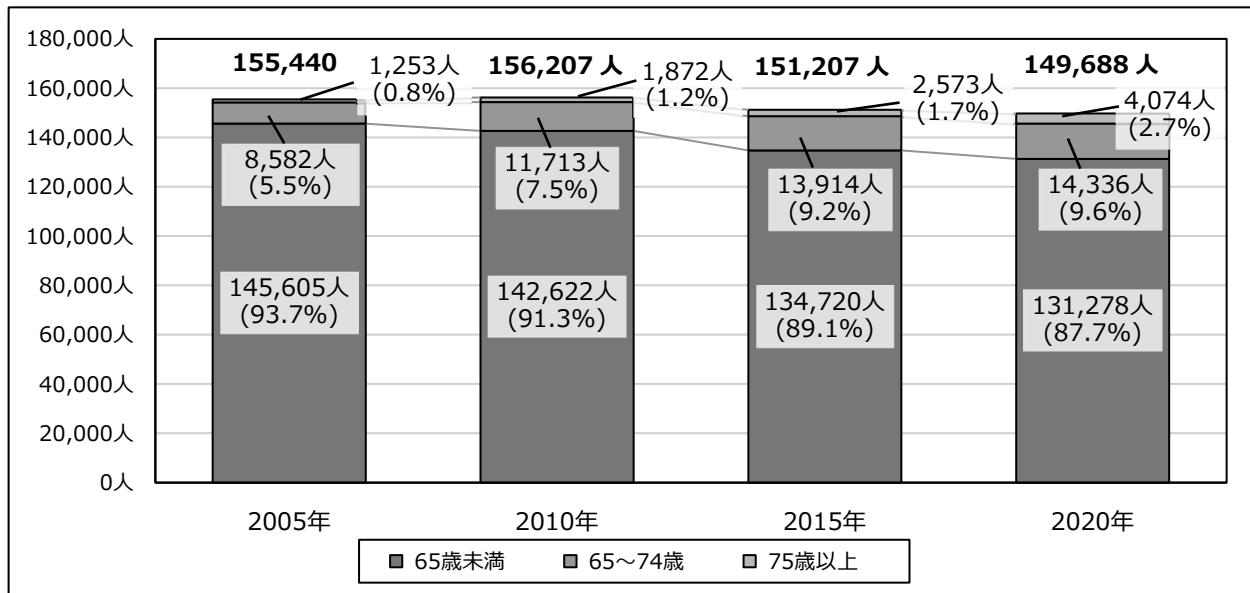
【図3】市内の世帯の家族類型別と世帯当たり人員の推移



出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

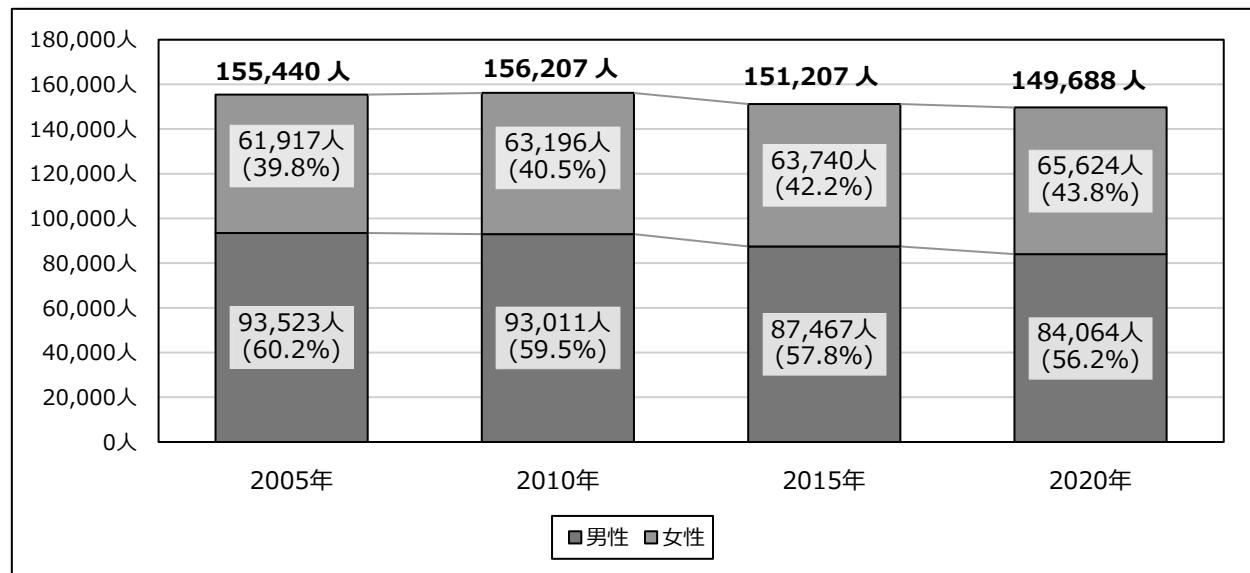
市内の労働人口の状況では、高齢者の就労割合が増加していること【図4】や、共働き世帯の増加等により、女性の就労者数が増加していること【図5】などから、ライフスタイルに変化が生じていると考えられます。

【図4】市内の労働人口における高齢者の割合



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

【図5】市内の労働人口における男女の割合



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

これらの社会情勢の変化により、地域によっては、これまで役員を引き受けっていた世代の減少による人材不足などにより、これまで通りの活動が継続できなくなる可能性もあると考えられます。

(3) 町内会に関するアンケート結果

春日井市では、今後の町内会活動に対する支援のあり方について検討するにあたり、町内会活動の現状や課題を把握するため、団体向け、市民向けのアンケート調査をそれぞれ実施しました。

区・町内会・自治会向けアンケート

対象 市内の全ての区・町内会・自治会

期間 令和4年10月28日（金）から11月18日（金）まで

回答数 460 団体（回収率82.4%）

市民向け町内会に関するウェブアンケート

対象 春日井市民

期間 令和4年10月28日（金）から11月18日（金）まで

回答数 428名

ア 町内会の課題

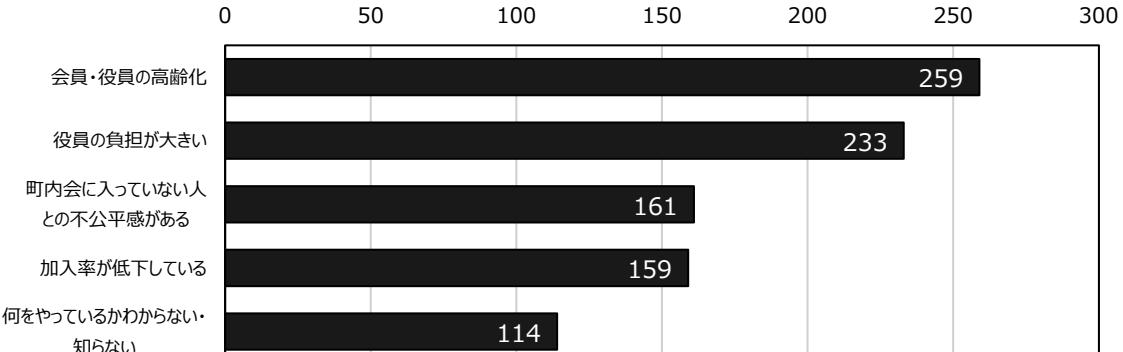
町内会の課題となっていることとして、町内会向けアンケートからは、「役員のなり手がない」、「高齢化により活動に支障が出ている」、「役員の負担が大きい」という意見が多くありました。

市民向けアンケートからは、「会員・役員の高齢化」「役員の負担が大きい」といった意見のほか、「町内会に入っていない人との不公平感がある」ことも課題となっています。そのほか、両アンケートからは「住民の関心が低い」、「何をやっているかわからない・知らない」という意見もありました。

団体が町内会活動を行う上での課題（町内会向けアンケート上位5項目） n=460



町内会の課題（市民向けアンケート上位5項目） n=428

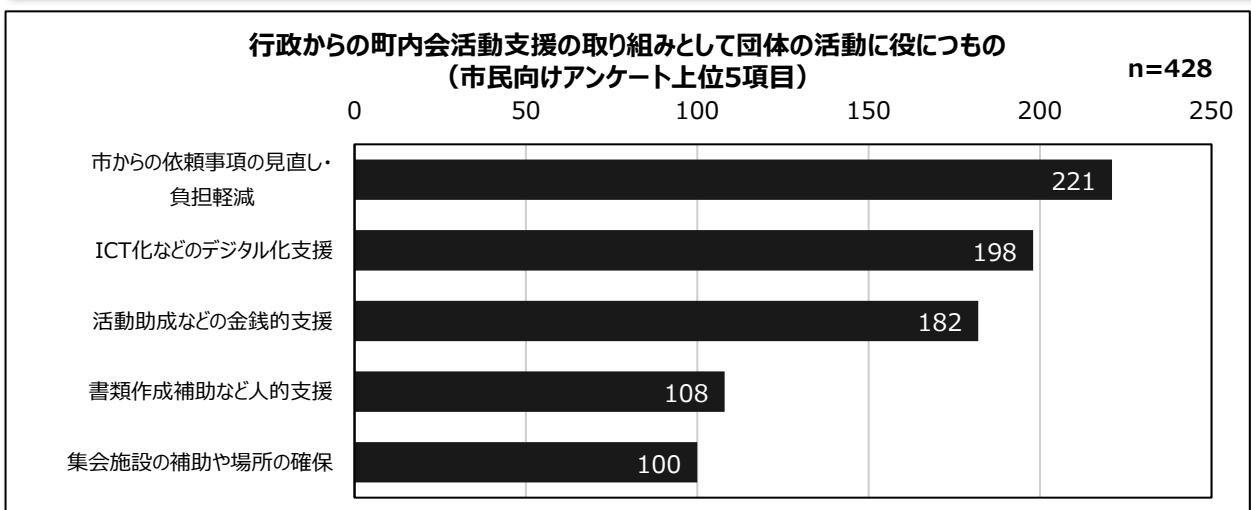
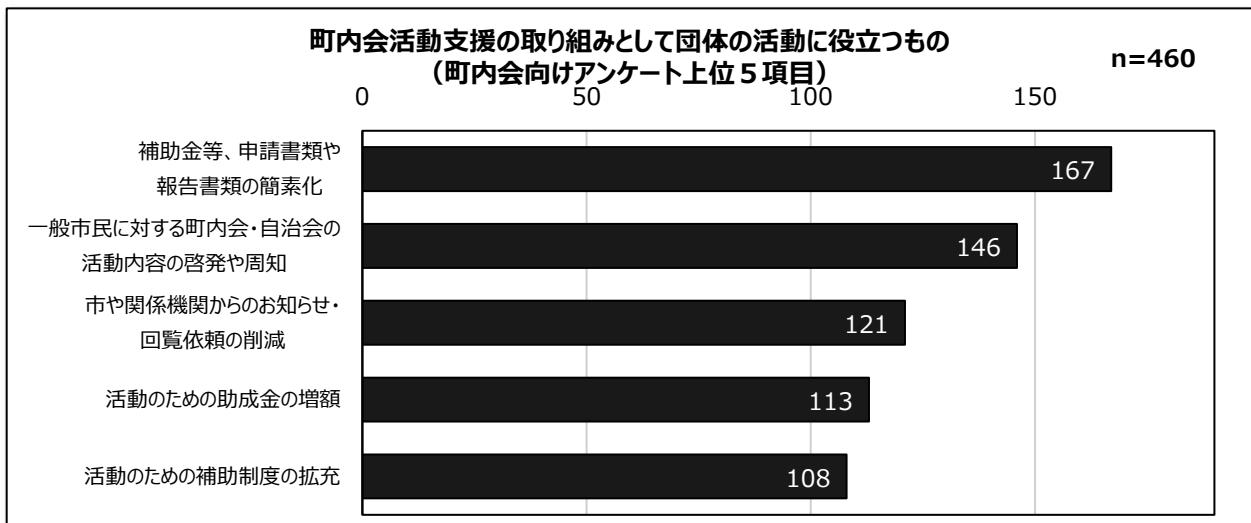


イ 行政からの町内会活動支援の取り組み

行政からの町内会活動支援の取り組みで役立つものとして、町内会向けアンケートからは、「補助金等、申請書類や報告書類の簡素化」が最も多く、「一般市民に対する町内会・自治会の活動内容の啓発や周知」、「市や関係機関からのお知らせ・回覧依頼の削減」が続きました。

市民向けアンケートでは、「市からの依頼事項の見直し・負担軽減」、「ICT化などのデジタル化支援」、「活動助成などの金銭的支援」の順となりました。

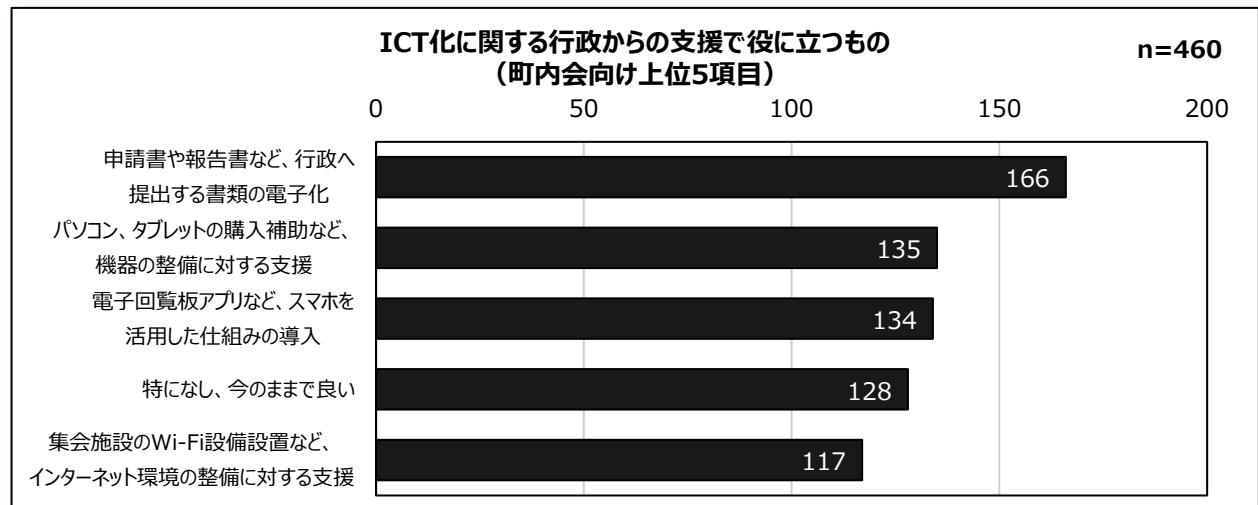
両アンケートの個別意見では、広報の配布や防犯灯の維持管理、募金など、行政と町内会の役割の見直しに関する意見もありました。



ウ デジタル化・ICT化について

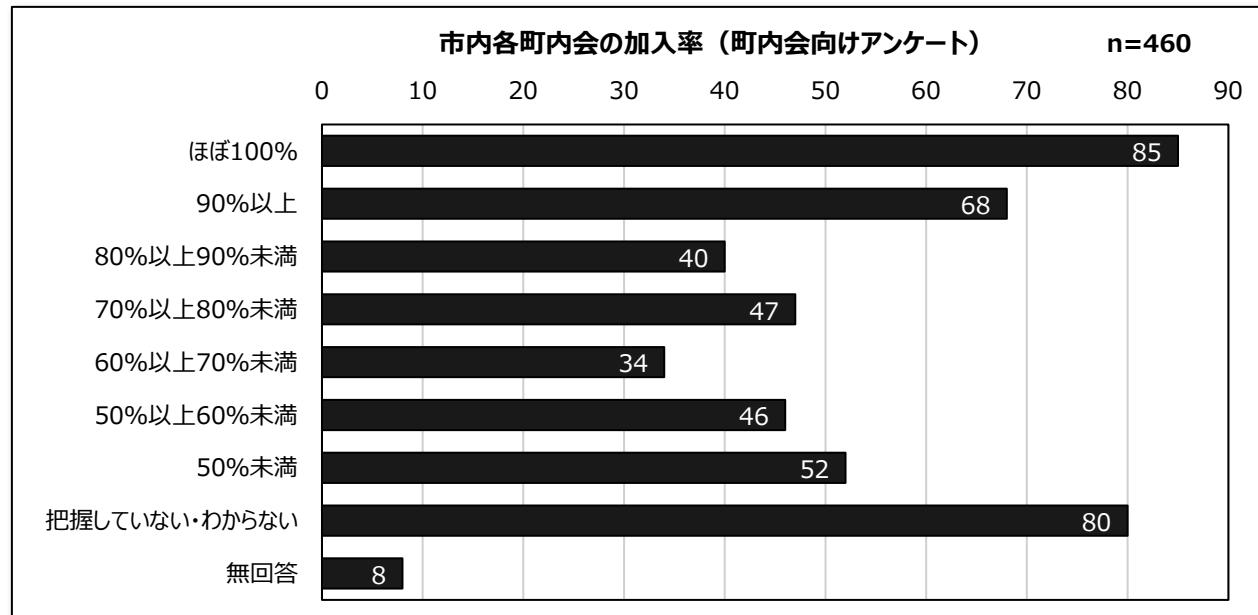
デジタル化・ICT化に関する項目では、行政からの支援の取り組みで役立つものとして、「申請書や報告書など、行政へ提出する書類の電子化」が最も多く、「パソコン、タブレットの購入補助など、機器の整備に対する支援」、「電子回覧板アプリなど、スマホを活用した仕組みの導入」の順となりました。

一方で、「今のままで良い」という意見や、個別意見では、高齢者が多く活用できないというデジタル化に対して慎重な意見もありました。



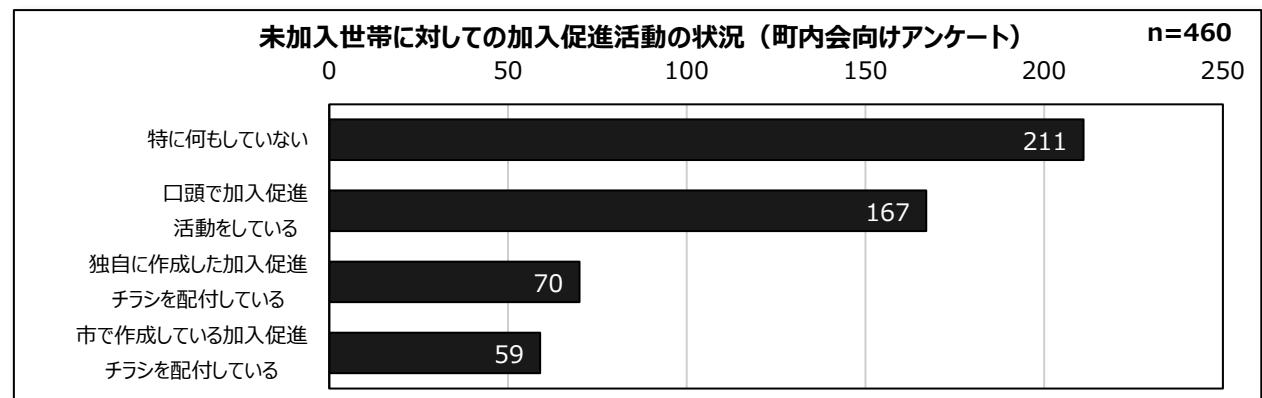
エ 加入率・加入促進について

各町内会の加入率については、「ほぼ100%」、「90%以上」という団体がある一方、「50%未満」、「把握していない・わからない」という団体もあります。

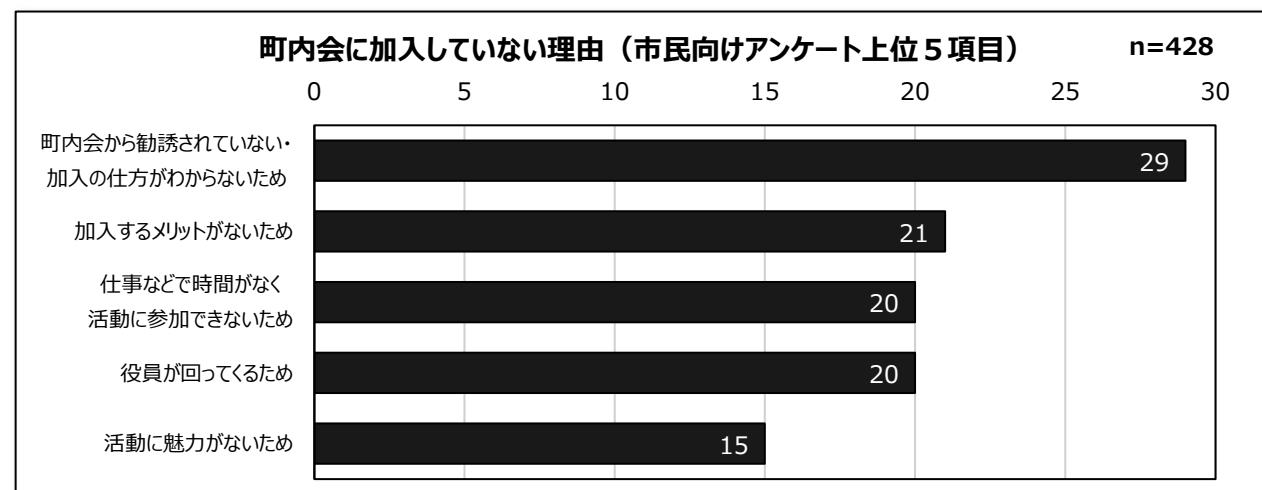


未加入世帯に対しての加入促進活動については、「口頭で加入促進活動をしている」、「独自に作成した加入促進チラシを配付している」、「市で作成している加入促進チラシを配付している」と回答しています。

一方、約半数の団体が「特に何もしていない」と回答しています。個別意見では、コロナ禍で戸別訪問が敬遠される状況や、転入者が町内会への加入の必要性を感じていないなどの意見もありました。



市民向けアンケートでは、町内会に加入していない理由として、上位3項目は、「町内会から勧誘されていない・加入の仕方がわからぬいため」、「加入するメリットがないため」、「仕事などで時間がなく活動に参加できないため」・「役員が回ってくるため」となっています。



両アンケートの個別意見では、町内会の加入に関しては、「高齢を理由に退会される」、「役員負担を敬遠して退会される」などの意見もありました。その対策として、役員負担を回避できる制度を設ける、未加入者の方にも協力を願うなど、工夫して活動を行っている団体もあります。

加入促進に関しては、環境カレンダーや活動の内容を丁寧に説明した資料を渡すなど、工夫した加入促進活動を行っている団体もありました。

3 町内会活動の意義

町内会は、地域コミュニティで活動する各種団体の中心として、地域に住む一人ひとりの「地域の安心・安全」「暮らしやすさの向上」のために活動しています。団体の世帯規模やこれまでの経緯など、地域の状況によってその活動内容は異なるものの、町内会は地域コミュニティを包括的に支え合うための重要な組織です。次に示す内容を、町内会活動の意義として共有します。

協働のまちづくり

地域の意見集約

要望事項の取りまとめなど、地域の意見集約を行い、行政や警察などに地域の代表として意見を伝えます。

地域の情報共有

回覧板や独自の広報紙などにより、工事の案内やイベントの開催などの地域の情報を共有します。

住民間の連絡調整

個人や世帯だけでは解決できない地域の課題を話し合うことで、住民間の連絡調整をはかります。

住みよい環境づくり

地域の清掃・美化活動

公園や共有地の清掃など、地域の方々で利用する場所の環境整備を行います。

ごみステーションの維持管理

住民が共同で利用するごみステーションの清掃や移設等の調整を行います。

近所の親睦、顔の見える関係づくり

イベントを開催し、住民間の親睦をはかっています。伝統ある行事を開催することで、歴史文化の継承を行います。

いざという時のための基盤づくり

共助による防災力の向上

地域の防災訓練や防災備蓄品の整備を行うことで、災害時に備えています。また、平常時に隣近所の方とつながりをつくり、共助による防災力を向上します。

交通安全、危険箇所等の確認

交通安全運動への参加、地域内の危険箇所の確認、防犯灯の設置・維持管理などをを行うことで、交通事故を未然に防いだり、地域の安全の向上をはかります。

子ども、高齢者の見守り

登下校時の子どもの見守りや、高齢者の安否確認を行うことで、安心して暮らすことのできる地域をつくります。

4 目指すべき方向性と各主体の役割

住みよいまちや魅力ある地域をつくるためには、地域コミュニティの中心として、主体的に活動する町内会の存在が欠かせません。

一方で、ここまで見てきたように、地域活動を担う人材の不足や、役員の業務的負担の敬遠、役員や参加者の高齢化など、町内会活動をめぐる状況には課題もあります。

これからも、市民・町内会・市が地域をよりよくするための共通認識を持ち、お互いの役割と責務を自覚し、連携してまちづくりを進めるため、次の目指すべき目標と2つの方向性を示します。

目指すべき目標

持続可能な町内会活動の実現

方向性① 安定的な組織づくり

- ・ 誰でも役員を担うことができる組織をつくる
- ・ 繙続的に運営できる体制をつくる

方向性② 参加しやすい環境づくり

- ・ 活動を担う人の負担や不安を軽減する
- ・ 活動への理解を深め、お互いさまの意識を醸成する

これらの方向性に向け、市民、町内会、市が協力し、それぞれが連携しながら、次ページ以降に記載した取り組みを進めることとします。

(1) 市民が取り組むこと

地域の一員として、自らが住みよいまちづくりに関わっているという自覚を持ち、最も身近なコミュニティである町内会への理解を深め、活動に参加します。

- 地域活動に積極的に参加する

市民一人ひとりができる範囲内で主体的に活動に参加します。

- 地域の課題に関心を持ち、できることを考える

地域の課題を自分ごととして捉え、自分や家族でできることを考えます。

- 近所の人とのコミュニケーションをとる

日頃から近所の人とあいさつや声かけを行うなど、関係づくりを行います。

- 町内会の重要性を認識し、理解を深める

生活に一番身近な組織である町内会の重要性を認識し、活動への理解を深めます。

(2) 町内会が取り組むこと

地域コミュニティの中心として、地域に住む一人ひとりの「地域の安心・安全」「暮らしやすさの向上」のため、住民はもとより地域の企業や市民団体とも協力して取り組みます。

- 魅力ある事業を実施し、住民の関心を高める

地域の皆さんのが参加できるイベントを開催し、町内会の魅力を発信することで、住民の関心を高めます。

- 活動や事業をスリム化、効率化する

これまで継続してきた活動や事業でも、団体の中で話し合い、これまでの慣習にとらわれず、時代に合わせた見直しを行います。

- 業務を集中させず、役割を分担する

団体を継続的に運営できるよう、一部の役員などに業務が集中しないよう、役割分担の見直しを行います。また、イベントなどの際に、地域内外の団体と連携します。

- 活動の中核を担う人材を育成する

参加する人同士でつながりをつくり、これから役員を担う人材を発掘、育成します。

- 住民が参加・交流できる機会や場をつくる

地域のつながりを形成するため、住民が参加しやすく、交流できる機会をつくります。

- 運営の透明化・見える化をする

会員の活動への理解を深めるため、活動状況や会計報告をわかりやすく伝えます。

- 新しい住民に対し、町内会への参加を呼び掛ける

新たに住民になった方に対し、活動の内容や会費の使い道など、団体の活動への理解を深めてもらうなど、丁寧に団体への参加の呼びかけを行います。

(3) 市が取り組むこと

次の4つの重点方針を掲げ、2024年(令和6年)4月から順次取り組みを実施し、持続可能な町内会活動の実現に向け支援を行います。

重点方針① 役員の業務的負担を軽減します

安定的な組織づくり

(1) 行政から町内会への協力依頼事項、提出書類を整理・削減します。

広報の配布方法など、行政から町内会へ協力を依頼している事項を見直します。また、各種申請時の添付書類の簡素化に向け、各課が依頼する書類の削減を行います。

(2) デジタル回覧導入促進事業を実施し、活動のデジタル化を図ります。

既存のスマホアプリ等を活用した電子回覧など、町内会活動へのデジタル化導入に向け、団体の状況に合わせて実施までの伴走支援を試験的に取り組みます。また、導入事例を情報発信し、他団体への水平展開を図ります。

(3) 届出や書類提出の電子化併用を取り入れます。

これまで紙での提出をお願いしていた届出や申請書類を、利便性向上のため、可能なものから電子化し、紙との併用を行います。

(4) ごみステーションの清潔保持に努めます。

住みよいまちづくりのためには、町内会と利用者による清掃活動が必要不可欠なことから、ごみ収集にあたる作業員による清潔保持に引き続き努めるとともに、今後は、未加入世帯に対し、広報やチラシ等によるごみ出しの注意喚起を行います。

重点方針② 安定的な財政運営を支援します

安定的な組織づくり

(1) 防犯灯に関する補助金のあり方を整理します。

町内会の財政的負担を考慮し、電気料補助金の補助率の見直しを行います。また、防犯灯が地域の実情に合わせ適正に設置されるよう、設置基準を設けます。なお、防犯灯の管理のあり方については、引き続き検討していきます。

(2) コミュニティ集会施設整備事業費補助金のあり方を整理します。

集会施設の老朽化が進むことが予想されることから、町内会の財政的負担と活動の継続性を考慮し、施設の解体に対する支援を行います。また、集会施設を建て替える際の限度額の見直しを行います。

(3) 組織運営のための各種支援を行います。

コミュニティ活動を安定的に行うための活動助成やコミュニティ活動保険の加入、イベント時に活用できる音響機器等備品の貸し出しを行います。

重点方針③ 組織を支える人材の育成を支援します

参加しやすい環境づくり

(1) 活動の参考となる町内会活動に係るガイドブックを充実させます。

「区・町内会・自治会のしおり」、「町内会活動 Q&A・活動事例集」などの運営マニュアルや工夫して取り組んでいる好事例の収集・発信を行い、団体の人材育成を支援します。

(2) 役員が町内会活動で活用できる書類テンプレート等を充実させます。

書面会議、議事録、規約等、活動や引継ぎなどで活用できるテンプレートをしおりやホームページで提供し、町内会役員を担う方を支援します。

(3) 町内会同士や他団体との連携を促進します。

町内会と市民活動団体とのコーディネートを行うなど、団体間の連携を促進します。

重点方針④ 町内会の意義を伝え、加入を促進します

参加しやすい環境づくり

(1) 出産・入学・引っ越しなど、節目を迎えた世帯に向けた周知啓発を充実させます。

子育てを始める世帯、子どもが学校に通い始めた世帯、新たに居を構えた世帯など、子育てや定住により、地域とのかかわりが必要となる世帯に対し、ライフステージに合わせ、町内会の重要性を周知・啓発し、加入を呼びかけます。

(2) 町内会が加入案内を行う際のチラシ等を充実させます。

町内会が独自に転入者の方へ案内する際に活用できるチラシを、地域の実情に合わせ、各団体が活用しやすいようリニューアルします。

(3) 市民に対し、町内会活動の意義や重要性を周知啓発します。

町内会活動の意義を整理し、広報やデジタルサイネージ等を通じ、転入者をはじめ、市民に町内会活動の意義や楽しさをわかりやすく伝えます。

5 住みよい地域をつくっていくために

本検討会議では、町内会活動のあり方を考え、春日井市における町内会活動の位置づけを整理するとともに、今後の市の支援のあり方を検討し、本書にまとめました。

春日井市は、住宅都市として、さまざまな特色のある地域で構成され、それぞれの特性に応じたコミュニティを形成してきました。特に町内会は、地域コミュニティを包括的に支える重要な組織であり、地域を代表する組織と位置づけ、住みよいまちづくりを協働で進めているところです。

今後も、それぞれの地域の課題を解決し、よりよい地域をつくっていくためには、そこに住む市民一人ひとりが協力し、最も身近な住民自治組織である町内会を中心とし、多様な主体が一体となってまちづくりを進めていく必要があると考えます。

本書で示したとおり、現在、町内会活動を巡り、さまざまな課題が内在しています。地域によっては、これまで通りの活動はできなくなるかもしれません。しかし、町内会はこれまでもその時代に合わせた形での活動内容の見直しを行ってきました。これからも、団体が主体的に、時代に即した活動ができるよう、見直しを行うことが重要です。

コミュニティづくりは、一朝一夕に実現できるものではありません。先人たちが築き上げてきた暮らしやすいまちをこれからも未来につなげていくために、ここに暮らす一人ひとりが「お互いさま」の寛容な意識で、できることから少しづつ、地域をよくしていくことが大切です。

まちづくりには、主体的に活動する市民や町内会の存在が欠かせません。市民、町内会、市がそれぞれの役割を果たし、それぞれの地域を活性化することで、住みよい地域をつくりていきたいと考えます。

市としても引き続き、積極的に町内会活動を支援していくとともに、今後のよりよい地域コミュニティの形を継続して模索していきます。

参考資料

■ 検討会議開催状況

日 付	議 題 等
第1回検討会議 令和4年 10月 6日	(1) 会議の公開及び議事録について (2) 春日井市町内会活動支援検討会議の概要について (3) 春日井市の町内会活動の現状と課題について (4) アンケート案について
アンケート調査 令和4年 10月 28日 から 11月 18日まで	ア 区・町内会・自治会向け町内会に関するアンケート調査 イ 市民向け町内会に関するウェブアンケート調査
第2回検討会議 令和5年1月 20日	(1) アンケート結果について (2) アンケート結果から見えた課題等について (3) 市と町内会との関わりについて (4) 他市の支援制度等の現状について
第3回検討会議 令和5年3月 13日	(1) 町内会への補助制度の見直しについて (2) 町内会への加入促進等支援の見直しについて (3) 町内会役員の負担軽減について
第4回検討会議 令和5年8月 30日	(1) 町内会への支援の方向性について
第5回検討会議 令和5年10月 12日	(1) 春日井市町内会活動支援のあり方(案)について

■ 春日井市町内会活動支援検討会議委員名簿(50音順・敬称略)

役 職	氏 名	地域での役職等
座 長	谷口 功	帽山女学園大学教授
委 員	天野 美穂	白山町内会連合会会长
委 員	安藤 秀司	元上条区長
委 員	大西 弘	弥生区長
委 員	下畠 隆義	元区長町内会長連合会長・元高蔵寺区長
委 員	鈴木 克幸	宮町町内会役員
委 員	瀧川 公資	元東野連合区長
委 員	丹羽 一正	元味美連合区長
委 員	平出 幸広	区長町内会長連合会長・牛山区長
委 員	吉田 和江	元押沢台南町内会長

※ 役職等は令和6年1月現在

春日井市町内会活動支援検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市における区、町内会又は自治会（以下「町内会」という。）への支援のあり方等を見直すに当たり必要な意見を求めるため、春日井市町内会活動支援検討会議（以下「検討会議」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議において意見を求める事項は、市から町内会への支援のあり方に関する事項とする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 春日井市区長町内会長連合会長
- (2) 町内会役員等経験者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



春日井市町内会活動支援のあり方

令和年月

発行・編集／春日井市市民生活部市民活動推進課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地